



RIETI Discussion Paper Series 06-J-052

地域経済統合と競争政策・独禁法

瀬領 真悟
同志社大学



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<http://www.rieti.go.jp/jp/>

地域経済統合と競争政策・独禁法

瀬領真悟*

要 旨

本稿は、地域統合における競争政策・独禁法規定の分析を行う。競争政策・独禁法の国際的側面については様々な形態がある。国家間取り決めの形態をとっているものの中で、二国間協定形態(二国間協力・共助協定に焦点を当てる)・多角的協定形態(WTOに焦点を当てる)のものと、地域統合形態をとるものとを比較しながら、地域統合形態における競争政策・独禁法規定の性格・内容・機能などを浮き彫りにする。地域統合形態のサーベイにより、実体規定の側面と手続き規定の側面で、参加国法の制定促進・共通化促進機能を強く持つタイプとそうではない緩やかなタイプが併存していることが判明した。この点から、地域統合形態は、二国間協定形態あるいは多角的協定形態が持つ特徴を併せ持つものとなっていることが解る。また、地域統合は、統合度が高くなり、先進国間であるほど競争政策・独禁法についても共通化された規定や中央執行機関を持つものに進むと考えられることがある。しかし、統合が進んだ先進国間統合でも中央執行機関や共通独禁法規定を持たないまま競争政策・独禁法規定について当事国間で高い共通性を維持しようと試みる形態、途上国間統合であっても共通独禁法規定等を持つ形態をとろうとするものもある。更に、本稿では、日本が締結している地域連携協定などにおける競争政策・独禁法規定の特徴を検討した。以上のような統合の背景、内容、運用などの分析により地域統合における競争政策・独禁法規定のあり方についてより豊富な可能性、日本による地域統合におけるこの種の規定のあり方への有意義な示唆が可能となる。

* 同志社大学法学部教授/e-mail: sseryo@mail.doshisha.ac.jp。本稿は(独)経済産業研究所「地域経済統合への法的アプローチ」研究プロジェクト(代表:川瀬剛志ファカルティフェロー)の成果の一部である。

1 はじめにー競争政策・独禁法の国際的展開における地域統合の位置づけ

1.1 緒説

二国間独禁共助・協力締結などの競争政策・独禁法の国際的展開は、国際的経済活動の拡大深化(背景として貿易自由化の進展との関連性がある)に伴って競争政策・独禁法に関連して生じた様々な問題解決を図ることを狙いとする。競争政策・独禁法の国際問題は、米国反トラスト法の域外適用から始まったとあってよい。伝統的属地主義の下では、多国籍化する企業活動や国境を越えた貿易・経済活動によって自国に発生する反競争効果の規律には不十分なため、米国は反トラスト法を自国領域外の企業や行為に対して適用しようとした¹。この段階では、限られた国際企業による活動が特定国にのみ影響を及ぼすことに関心が注がれていた。従って、米国法域外適用により影響を被る企業や企業の属する国は、主権侵害として米国法の域外適用を非難し、対抗立法を制定するなどした。しかし、経済活動の国際化の進展や貿易などの自由化の進展は、域外適用に関わるような問題の発生する国が限られているという限定性を解き放った。例えば次のような事実の展開がある。多国籍化した企業の中には、米国以外の国でその国が域外適用を行う必要性を生ぜしめる国際的企業活動を展開できるものが増えてきた。また、幾つかの国が舞台となって反競争的活動が行われる場面が増えた。このような場面が増加するにつれ、競争政策・独禁法について国家間で何らかの協力体制が求められるようになった。この段階では、国内競争当局間での公式・非公式な情報交換などが行われたが、法的には二国間の協力・共助協定の形での協力体制が成立することになった。しかし、この体制を整えた国の数は後に見るように限定的である。これに対して、WTO 多角的競争協定の試みは、別の側面を持っていた。WTO には、一般的包括的独禁法を対象とする規定はない。しかしながら、部分的ではあるものの競争政策・独禁法に関わる規定を見ることができる。例えば、GATT17条(国家貿易企業への規律)、GATS8条(独占及び排他的サービス供給)、GATT6条(アンチダンピング・相殺関税)、GATT19条(セーフガード)、TRIPS 協定 8.2条や 40.2条、31条等である。これらは、一般的包括的独禁法規定とは評価できないが、部分的な競争政策的規律内容を持つと評価可能である。WTO 多角的競争協定の試みは、これらの規定ではとらえきれない私企業による貿易制限・阻害的效果を持つ反競争的行為の規律を加盟国に義務づける試みととらえることができる。政府による国境や国内での貿易制限的措置は、GATT や WTO での自由化により削減・撤廃された。それに代わり私企業の行為が貿易制限的・歪曲的效果を持つ場面に注目が集まった。このような事態が、多角的競争協定策定の試みが行われるに至った背景のひとつであろう。また、この試みは、未だ一般独禁法を持たない国家への独禁法導入を試みる側面を持つ。更に、多角的協定という枠組みは、各国が採用する独禁法を

¹ 初期の事件としてアルコア事件が著名である。United States v. Aluminum Co. of America (ALCOA), 148 F.2d 416 (2nd Cir. 1945).

標準化しようという機能を持つ。この点では、既に一般独禁法を持つ国の間で行われる二国間協力・共助協定も、それぞれの国の一般独禁法に関する政策、規定、解釈、事例の分析方法の矛盾衝突を回避するため手続き的調整を試み、更に政策・法の標準化共通化機能を持つ点で共通する面がある。

では、地域統合における競争政策・独禁法システムの包摂はいかなる意味を持つのか。次のような整理検討を行う。第1に、競争政策・独禁法規定を持つ地域統合を概観すること。第2に、地域統合の中でも特徴的で日本では内容・機能が十分には紹介検討されていない地域統合における競争政策・独禁法システムを取り上げて検討すること。第3に、WTO、協力・共助協定と地域統合における競争政策・独禁法システムを比較し、それらが当事国の競争政策・独禁法に対しどのような効果を持つかを示すこと。叙述の順番としては、WTO、二国間協力・共助協定、地域統合の順で、競争政策・独禁法関連規定の内容を概観し、それぞれの機能や意義を確認する。

1.2 競争政策・独禁法

検討に入る前に、本稿でいう競争政策・独禁法とは何を指すのか示しておく。

まず、独禁法についてである。第1に、独禁法という場合は、企業間での競争回避効果を持つ行為、企業による競争排除効果を持つ行為、競争を困難とする市場構造をもたらす行為など反競争効果をもたらす企業行為に関する包括的規制法を指す。具体的には次のものである。価格制限や数量制限のカルテル、入札談合あるいはボイコットを禁止すること。競争者間での協力行為や流通契約が反競争効果を持つ場合に禁止すること。他の企業を支配したり、新規参入や既存事業者を市場から排除したりする行為が反競争効果を持つ場合に禁止すること。反競争効果を発生させる合併・買収などの企業結合を禁止すること。第2に、独禁法という場合には、第1の部分であげた各種行為を実効的に規制するシステムを有するものを指す。行政的措置、民事的対応、刑事処分のいずれかの手段にウエイトが置かれることがある。執行(エンフォースメント)の主体も行政機関、裁判所、企業などの私人など様々なものであることもあり得る。第3に、独禁法という場合には、政府が経済活動を行う場合や希に政府の権限行使に一定の制約を課す場合もあるものの、私企業による反競争行為の規律を中心としたものを指している。以下本稿は、このような法を一般独禁法あるいは包括的独禁法ということがある。国によっては、上記第1から第3で示した内容の一部を分散的・部分的に持つ法律(不正競争法、消費者保護法、規制産業法等)しかないこともある。一般的独禁法あるいは包括的独禁法という場合は、分散的・部分的な法律とは異なる。

次に競争政策についてである。ここでは、競争政策の実現及びそれに関連する法の内容を指摘しておく。競争政策の実現及びそれに関連する法を中心になるのは、一般独禁法であるという理解は、現在では先進国を念頭に置くとほぼ共通理解であろう。しかし、競争政策の実現及びそれに関連する法という場合には、一般独禁法に限定されるもので

はない。次のようなものが考えられる。第1に、規制関係法である。市場経済が機能しないあるいは機能が不完全な場合、市場に代わって政府規制が行われる。あるいは、私企業に独占を許容した上で、独占への規律を政府規制の形で行ったりする場合もある。このような分野では、従来規制産業法といわれる法律が規律を行った。この法律群は、競争制限を保証するとともに、独占(的)企業の支配力濫用規制を内容とする。具体的には、独占企業の行動規制と、政府による産業介入の内容と限界を画する法である。一般独禁法との関係では、従来は競争制限法として一般独禁法の例外・適用除外の性格を持つ法であった。近年では、規制改革や規制緩和に伴い、規制産業法は、当該産業への新規参入やその他競争を活性化させるための政策実現法の色彩を有し、競争促進法としての色合いを強く持つようになっている。第2に、知的財産に関する法、消費者保護に関する法、不正競争規制法も、企業が市場において競争を行うための様々な手段や枠組みを用意するものである。これらの法律が競争とどのような関係を持つのを知的財産に関する法を例に挙げれば次のようになる。知的財産制度や知的財産法の存在は、知的財産の取引を可能とし、発明などへの法的保護を明確化することで研究開発のインセンティブ(動機付け)を与える。取引を可能とすることは、より活発な競争の可能性を与えることである。また、研究開発のインセンティブを与えることは、活発な研究開発競争を生み出すこと、あるいは、研究開発の成果物(知的財産や知的財産の成果である商品など)の競争を生み出すことや競争を活発にすることにつながる。すなわち制度や法律の存在自体が、競争促進的側面を持つ。あるいは、知的財産権に関わる権利の濫用行為を規制する規定がある場合に、知的財産制度や知的財産法は、反競争効果を持つ行為を規律する側面を持つ。

以上のような競争政策・一般独禁法に関して、WTO 多角的貿易体制、二国間協力・共助協定、地域統合はどのような関連性を持つのであろうか。

2 WTO における競争政策・独禁法的要素を持つ諸条項

この項では、現在の WTO 体制は、各国で展開する競争政策や制定法である独禁法とどのような関係を持つのか、GATT1947 時代からの展開をふまえて整理しよう。

2.1 ITO 憲章・1947GATT

まず、WTO 以前の GATT 時代についてみてみよう。この時期でも多角的貿易体制と競争政策・独禁法とを関連させて国際的枠組みを作る動きがあった。

まずあげられるのは、ハバナ憲章第5章の競争制限的取引慣行規定である²。第5章

² Havana Charter for an International Trade Organization, 24 March 1948 (United Nations Conference on Trade and Employment held at Havana, Cuba from November 21, 1947, to March 24, 1948 Final Act and Related Documents).

は、46 条から 54 条までの条文によって構成されていた³。これらには、一般原則、協議手続き、調査手続き、競争制限的取引慣行研究、加盟国義務、救済措置のための協力行動、競争制限的取引慣行に対する国内措置などの規定が置かれ、次の内容を持っていた。第 1 に、規制対象となるのは、私企業の反競争効果を持つ行動であった。第 2 に、具体的な反競争的効果を持つ取引慣行として取り上げられていたのは、価格・その他取引条件の制限、事業者の排除、差別的取り扱い、顧客割り当て、数量制限、技術・発明の利用制限、知的財産権の不当拡張、その他 ITO により競争制限的取引慣行として認定された類似の取引慣行であった。第 3 に、規定発動手続きとして協議手続きや調査手続きがあり、その援用主体は、国家であった。協議や調査の結果ハバナ憲章で競争制限的取引慣行であるとされている行為が行われていると認定された場合、当該行為が行われていることは、同憲章違反となる。その場合、ITO は、加盟国に対して自国法に従った適切な措置をとることを勧告することになっていた。

ハバナ憲章の規定については、一般独禁法との関係で次のことを指摘できる。前の段落の第 1 及び第 2 で示したように、ハバナ憲章で競争制限的取引慣行として取り上げられている行為は、企業結合規制を除いた一般独禁法の規制対象とほぼ同じものである。他方、前の段落の第 3 で示した運用主体や是正措置についてみると、運用主体が国家に限定され、反競争効果を持つ行為の除去は各国に委ねられるという特徴を持っていた。また、勧告が行われ是正を求められるのは、商品に限定されていた⁴。

ITO 不成立後、GATT で、この問題は、どのように取り扱われたのであろうか。専門家会議が設置され GATT における競争制限的取引慣行の取り扱いが検討された。専門家会議の検討では、様々な可能性が示されたものの、GATT に競争制限的取引慣行について協定化するなど積極的な対応をとることには、同会議の結論は、否定的であった。すなわち、当時国際的な競争制限的取引慣行に関する国際協定締結を勧告することが非現実的であった。各国間でそのような合意を必要とするという意見の一致もなく、加盟国や GATT は、競争制限的取引慣行に対して有効な規制手続きを設ける十分な経験を持たないことが理由とされた⁵。そこで、GATT 締約国団は、GATT における競争制限的取引慣行の取り扱いを 1960 年に締約国団決定⁶として行った。この決議においては、国際貿易における有害な競争制限的取引慣行を効果的に規律する必要性は認めるものの、当時の状況ではそのような慣行を何らかの形で規制し、調査手続きを規定することが実際的ではない、という結論を示した。その上で、締約国団決定は、次のように GATT における競争制限的取引慣行の取り扱いを決定した。第 1 に「締約国の要請に際して、

³ ハバナ憲章と独禁法規定については、Marsden [2003]、高橋 [1997]を参照。

⁴ サービスについては、協議や他の国際機関での検討の規定が設けられていた。Article 53.

⁵ Report of the Group of Experts: Restrictive Practices – Arrangements for Consultations, 9 GATT BISD 170(1961).

⁶ 反競争的慣行が関税引き下げなどの自由化効果を阻害することは認めつつも、規制措置を執ったり、紛争解決手続きの対象としたりしないことを決定。Decision on Restrictive Business Practices: Arrangements for Consultations (18 November 1960), 9 GATT BISD 28 (1961).

締約国団が国際貿易に有害な競争制限的取引慣行について二国間又は多国間ベースで適切な形で協議を行う」ことの勧告である。第2に、各締約国の義務内容についてである。協議対象となった締約国は、好意的考慮を払い、請求締約国への適切な協議機会の提供が求められる。協議は、相互に満足のいく結論に到達するようにすることが求められる。第3は、制限的取引慣行の取り扱いについてである。有害な効果の存在について一致した場合には、その影響を排除するために適切な措置をとるべきである。

ハバナ憲章の競争制限的取引慣行規定は、一般的独禁法に近い内容を持ち、ITOによる措置勧告によって加盟国に国内的措置の実施を促すものであった。適用対象が商品に限定されていることや競争制限的取引慣行への対応は間接的であるという問題点はあるものの、ハバナ憲章のような規定が存在していれば、ハバナ憲章加盟国(あるいはGATT締約国)は、自国国内法整備を求められたであろう。ハバナ憲章の枠組みは、各国での法制定や規制内容の接近の実現を可能とするものであったと評価できる。しかし、ITOの挫折と、1960年GATT締約国団決定は、GATTにおけるそのような枠組みの短期的な形成を断念することを意味した。後に見るがGATTにおける競争政策・独禁法的な規定は、GATT6条など僅かなものであり、一般独禁法的な規律にはほど遠かった。1960年締約国団決定で、規定や手続きの整備が見送られ、この決定を超える取り組みが行われなかった⁷。

2.2 WTO 多角的貿易協定⁸

先に見たように、現在各国で制定されている一般独禁法と同様の内容を持つ規定群を形成する試みが見送られた結果、そのような規定は、現在のWTO多角的貿易協定にも存在しない。一般独禁法は、カルテルや入札談合等水平的制限行為や流通取引を制限する垂直的制限行為等の規制規定、独占的地位にある企業の濫用行為や独占・独占的地位を形成・維持・強化する行為を規制する独占規制、企業結合に対する規制及び届出規制等を有している。しかし、上記2.1で示したように、競争政策に関わる規定は、以上のようなものに限定されず、市場での企業活動や競争のあり方に影響を与える様々なものがある。規定の存在や規定の実施態様によっては、WTOの下でも、部分的には競争政策・独禁法の形成促進や標準化共通化が行われているといえる。WTO多角的貿易協定での関連規定は以下のものである。

物貿易関係では、GATT17条(国家貿易企業への規律)、GATT6条(アンチダンピング・相殺関税)、GATT19条(セーフガード)、GATT20条(d)(独占の実施、知的財産権、詐欺的慣行規制法等に関する一般的例外を許容する規定)。サービス貿易関係では、GATS8条(独占及び排他的サービス提供者)、GATS9条(商慣習)、テレコムサービス付

⁷ 1960年決定の利用が試みられた希少な例が日米フィルム紛争であったが、実際には機能しなかった。片桐 [1997]。

⁸ WTO多角的貿易協定の各規定については周知のことと思われるので、以下の検討においては必要のある場合を除いて、原則的に参照を行わない。

属書・参照文書。知的財産権関係では、TRIPS 協定 8.2 条(原則)―知的所有権濫用防止等の規制措置、TRIPS 協定 40 条(契約による実施許諾などにおける反競争的行為の規制)、TRIPS 協定 31 条(k)―特許権者の許諾を得ていない他の使用(反競争行為規制のための例外)。

重要性が高いのは次のものである。第 1 に、GATT6 条や GATT19 条のような通商救済法に関する規定である。GATT6 条の一部については、一般独禁法の不当廉売規制に相当すると理解可能な場合がある。不当廉売規制は、一般独禁法の中では、独占等による競争排除規制の一部をなすものがある。また、一般独禁法や特別法に置かれた不況・合理化に関する独禁法適用除外規定は、GATT19 条に相当するものと解することが可能である。

GATT17 条や 20 条は、競争政策に関する法や独禁法の存在・運用が GATT 規定と矛盾しないことを確認し、その存在や運用が GATT 規定と矛盾しないことを確保する条件を規定している。国内競争政策や独禁法では、国家による独占や企業への独占権を付与することを許容するとともに、そのような独占の行為等を放任せず枠をはめる規制を行っている。現在そのような規制は、規制産業法や独禁法適用の組み合わせで行われる。17 条や 20 条は、GATT がそのような規制の存在を許容することを示している。また、GATT17 条は、最恵国待遇や内国民待遇という GATT 原則によるものではあるものの、国家独占や国家企業に対して一定の競争政策的規律を行っている。あるいは、GATT20 条は、独占の実施・知的財産権保護法令・詐欺的慣行規制法を含めた協定規定に反しない法令遵守に必要な措置の存在を差別待遇や偽装となる制限として行うことを規律する。この点も、差別待遇・偽装された貿易制限の規律という GATT 原則によるものではあるが、これらの法律に関して、GATT 自体が競争政策的色彩や側面を持って規律を及ぼしているといえよう。

これ以外でも 3 条の内国民待遇は、国内法令の制定や適用における内外無差別を規定しており、競争政策・一般独禁法のあり方に影響を及ぼすものである⁹。あるいは、3 条は、市場での競争に影響を及ぼす法令などの内外無差別を保証しているので、競争条件の平等化を図る規定であるといえる。この点でも、3 条は、競争政策から見て競争促進的な意味を持つ。

TRIPS 協定の諸条項に相当するものとして、一般独禁法では、知的財産権の行使による競争を排除する行為を規制するなどの独占や独占的地位の濫用行為の規制、知的財産権保有者やライセンシーとの間でのカルテルなどの競争回避行為を規制する条項がある。

TRIPS 協定 40 条は、第 8 節の「契約による実施許諾等における反競争的行為の規制」に置かれている規定である。40 条は、まず一般原則として、加盟国が知的所有権に関する実施許諾等の行為又は条件で競争制限的なものが貿易に悪影響や技術の移転及び

⁹ Holmes [2002].

普及を妨げる可能性のあることを合意する旨を規定する¹⁰。次に加盟国の権利義務などについて以下のように規定する¹¹。第 1 に、TRIPS 協定は、実施許諾等の行為や条件であって、特定の場合に関連する市場で競争に悪影響を及ぼす知的所有権濫用行為の国内法令での特定を妨げないこと。第 2 に、加盟国は、自国関連法令を考慮し、かかる行為又は条件の防止又は規制のため、TRIPS 協定適合的な措置をとることができる。第 3 に、実施許諾等の行為や条件であって、特定の場合に、関連する市場で競争に悪影響を及ぼす知的所有権の濫用行為の例として、排他的なグラント・バック条件、有効性の不爭条件及び強制的な一括実施許諾等があげられている。

TRIPS 協定 40 条には、次のような内容の協議規定が設けられている¹²。加盟国が権利者等の要請に応じて他の加盟国との協議を行うことが可能である。ある加盟国の国民又は居住者である知的所有権者が第 8 節の対象事項に関する他加盟国法令違反行為を行っていると思ふ理由を有する他の加盟国が、当該法令遵守確保を望む場合、要請に応じ、他の加盟国と協議を行う。加盟国は、自国国民又は居住者が第 8 節の対象事項に関する他加盟国法令違反を申し立てられ手続に服する場合、要請に基づき他加盟国と協議を行う機会を与えられている。この場合、加盟国が、自国法令に基づく措置をとり及び完全に自由に最終決定を行うことを妨げられない。被要請国は、要請国との協議に対し、十分かつ好意的な考慮を払い、適当な機会を与える。被要請国は、国内法令に従うこと及び要請国による秘密の保護について相互に満足すべき合意を条件として、当該事案に関連する公に入手可能な非秘密情報その他被要国により入手可能な情報を提供することで協力する。

一般独禁法の世界では、知的財産権に関わる独禁法違反があった場合、限定的な環境あるいは限定的条件の下で知的財産権保有者の意思とは異なる形で、知的財産権の公開や合理的かつ公正な条件でのライセンスを命令する場合がある。このような一般独禁法の適用と共通する側面を持つ TRIPS の規定として TRIPS 協定 31 条を挙げることができる。TRIPS 協定 31 条は、「特許権者の許諾を得ていない他の使用」と題して、加盟国国内法令による特許権者の許諾を得ない特許の対象の他の使用(政府による使用又は政府により許諾された第三者による使用を含む)を許容し、許容する条件として尊重すべき事項を示している。(a)から(i)までの 12 条件が示されているがここでは省略する。

GATS 関係では、独占的及び排他的サービス提供者の独占的地位濫用と反競争的效果を持つ商慣習についての規定が GATS 本体にある。また、テレコム関係の付属文書や参照文書で規定された内容が、現在の電気通信規制産業法や一般独禁法の規制法理と対応するものとなっている。

GATS8 条は、独占及び排他的なサービス提供者について次のような内容の規定を持

¹⁰ TRIPS 協定 40 条 1 項。

¹¹ TRIPS 協定 40 条 2 項。

¹² TRIPS 協定 40 条 3 項及び 4 項。

っている。第1に、領域内の独占的サービス提供者が関連する市場においての独占的なサービスを提供するに当たり2条及び特定の約束に基づく加盟国義務に反する態様で活動しないことを確保する加盟国の義務。第2に、独占的サービス提供者がその独占権の範囲外のサービスで特定の約束に基づくものを提供するに当たり、直接又は提携会社を通じて競争する場合、当該サービス提供者が自国の領域内で当該約束に反する態様で活動することにより独占的地位を濫用しないことを確保する加盟国の義務。第3に、第1及び第2の内容は、排他的サービス提供者の場合、すなわち、加盟国が法令上又は事実上(a)少数のサービス提供者を許可し又は設立し、かつ、(b)自国の領域内でこれらのサービス提供者の間の競争を実質的に妨げる場合にも適用されること。また、GATS理事会の権限として、独占的サービス提供者が第1又は第2の内容に反する態様で活動していると信ずるに足る理由がある場合には、加盟国の要請に応じ、当該サービス提供者の設立・維持・又は許可した加盟国に対し、関連業務に関する特定の情報の提供の要請を認めている。このほかに、独占権付与の際の理事会への通報も規定されている。

GATS9条の商慣習の規定は次の内容を持っている。第1に、サービス提供者の一定の商慣習(8条の規定のものを除く)が競争を抑制し及びこれによりサービス貿易を制限することがあることの加盟国による承認。第2に、かかる商慣習についての加盟国の義務が定められる。1つ目は、加盟国は、他の加盟国の要請に応じ、第1に示した商慣習撤廃を目的として協議を行い、被要請国は、十分かつ好意的な考慮を払うこと。2つ目は情報提供の義務である。すなわち、問題事項に関連する非秘密情報で公に利用可能なものを提供することによる協力。国内法に従い、かつ、要請国による情報の秘密保護に関し適切な協定締結を条件として、利用可能な他の情報を要請国に提供すること。

これ以外に、GATS規定中で加盟国国内規制の在り方に一定の枠をはめると思われる数多くの規定もある。最恵国待遇、透明性、国内規制、行政決定についての救済制度、承認、独占及び排他的サービス提供者、市場アクセス、内国民待遇、追加的約束はそのような内容を持つ。これらの規定はGATT3条と同様の平等な競争条件を確保し、競争促進的な機能を果たす場合もある。

電気通信(テレコム)について、付属書は、料金等についての透明性原則、公衆電気通信網やサービスの利用に関わる加盟国の義務、途上国の例外などを規定する。このほか、GATSの第4議定書と基本電気通信分野における規制枠組みについての定義と規律(definitions and principles on the regulatory framework for the basic telecommunications services)を定めた参照文書(reference paper)も競争政策・一般独禁法と関連を持つ¹³。

参照文書は、不可欠な設備と主要供給者を定義し、反競争的行為規制や相互接続問題への対応のための対象を明示することで、市場支配的事業者規制や非対称規制の取り入

¹³ Negotiating Group on Basic Telecommunications, WTO Reference Paper on Basic Telecommunications, 24 April 1996. ¹⁴ 以下については瀬領 [2002]を参照。

れなど競争促進的規制政策の規律を可能にする¹⁴。そのようなものとして、次のことを挙げることができる。第1に、主要サービス提供者による反競争的行為の実施や維持防止のために適切な措置を執ることを加盟国に求める。反競争的行為は、反競争的内部補助、競争者より獲得した情報の反競争的帰結をもたらす利用、他のサービス提供者が自己のサービス提供に必要な不可欠設備についての技術的・商業上の情報を適切な時点で当該サービス提供者に利用できるようにしないこと、の3種類である。第2に、公衆電気通信の伝送網又は伝送サービスを提供するサービス提供者との接続に関する相互接続について、サービス利用者が他のサービス提供者を利用する利用者と通信することや他のサービス提供者の提供サービスの利用を可能とする場合に適用される相互接続規定が定められている。相互接続の範囲、非差別的条件・料金、十分に細分化された透明性があり経済的に実行可能な合理的な条件によって適切なきに提供されること、相互接続についての紛争解決を合理的期間内に行うための独立した国内機関の設置など。第3に、ユニバーサルサービス義務内容を定義する加盟国の権利を認め、条件を定めて反競争的規律の対象外とする。第4に、基本電気通信サービス提供者から分離され、そのいずれにも責任を負わない独立規制機関の設置と、公平な手続き決定が求められる。

2.3 WTO 多角的貿易協定の競争政策・独禁法規定としての意義

WTO 多角的貿易協定中において競争政策・独禁法的側面を持つ諸規定は、競争政策・独禁法の観点からはどのように評価できるであろうか。

第1に、現在のWTO 多角的貿易協定には、一般的包括的独禁法に関連する枠組みがあるとはいえず、関連する個別分散的規定しかない。第2に、個別分散的に存在する競争政策・独禁法的規定は、規律対象行為の貿易歪曲的側面に焦点を当てて規定されたものである。GATT の通商救済法規定・国家貿易規定、TRIPS 協定の各規定が典型である。第3に、これらの諸規定は、WTO 協定の性格上国家の行為を規律するもので私企業による反競争行為の是正に焦点を当ててはいない。

しかしながら、貿易との関係でより反競争効果を持つ行為などのより包括的な規律を目指す規定も現れつつある。第1は、TRIPS 協定 40 条や GATS8 条及び 9 条のような規定である。例えば、GATS9 条は、サービス提供者行為による競争制限とかかる慣行によるサービス貿易制限効果の関係を認めた上で、加盟国間協議を義務づけ、関連情報交換についての協力を規定する。この規定は、反競争行為規制を義務づけてはいないが、情報交換の促進により各国法の発動の奨励を狙いとするものになっている。また、TRIPS 協定 40 条で規律対象とされる濫用行為は、典型例が示されるだけで定義はないものの、列挙されたもの以外の知的財産権に関する契約上の各種反競争行為が含まれると思われる。第2に、電気通信関連規定に見られるように競争促進的規制を可能とするあるいは義務づける規定が見られる。電気通信関連規定は、規制法的側面と独禁法的側面を区別していない。しかし、参照文書は、その受け入れ国における競争促進的規制法

や独禁法の採用奨励、それらの共通化・標準化促進機能を有する場合もあると思われる。第 3 に、参照文書では、規制機関や規制のあり方にまで踏み込んだ規定が置かれており、規制機関の性格や内容の共通化という機能も果たしうる。

2.4 WTO 多角的競争協定提案

WTO 設立後、シンガポールで行われた閣僚会議で貿易と競争の相互関係について検討を行うことが閣僚会議宣言に盛り込まれた¹⁵。この宣言では、貿易と投資に関する作業部会の設置とともに次のような内容が示された¹⁶。第 1 に貿易と競争政策との相互関係について検討を行う作業部会を設置する。第 2 に、検討対象には反競争的慣行一般が含まれる。第 3 に、部会の検討は、過去の様々な組織の検討に依拠し、かつ、その枠組みには拘束されない。第 4 に、WTO 総会が 2 年後に作業の進展に基づく成果の扱いを決定する。第 5 に、この問題についての交渉の見通しが設定された。交渉については加盟国の明示的コンセンサスがあった場合にのみ交渉が開始されるという条件が示された。貿易と競争政策作業部会での検討は、一般独禁法で取り上げられる広範な反競争的行為に及んでいる。また、関連する政府行為や政策も視野に取り込んでいた。例えば、①貿易と競争政策の目的・原則・概念・範囲・手段間の関係。開発経済成長と両者の関係。②貿易と競争政策に関する既存手段・基準・活動の現状把握と分析を、理論的観点からだけでなく、経験をふまえて行うこと(貿易に関する国内競争政策・法・手段。二国間・地域的・プルリラテラル・多角的協定や提案)。③貿易と競争政策の相互関係(企業や事業者団体による反競争的慣行の貿易への影響。国家独占・排他権・規制政策の競争と国際貿易への影響。知的財産権の貿易的側面と競争政策との関係。投資と競争政策の関係。貿易政策の競争への影響)。④WTO 体制下で一層の検討を行うメリットのある分野の確認¹⁷。以上の問題についての作業部会による検討の成果は、作業部会が提出した各種の報告書で示されている。

加盟国間での交渉やシアトル閣僚会議を経て新ラウンド開始を決定したドーハ閣僚会議では、多角的競争法協定の作成を視野に入れた予備的検討を行うことを宣言した¹⁸。ドーハ宣言パラグラフ 25 では、「第 5 回閣僚会議までに、貿易と競争政策作業部会は、以下の事項について明確化を図る作業を行う。透明性・無差別原則及び手続き的公正性、ハードコアカルテル規制規定、自発的協力、キャパシティビルディングを通じた発展途上国における競争の漸進的強化支援。かかる問題への対処のため発展途上国や低位発展途上国の参加の必要性やかかる問題への対処のための適切な柔軟性に十分考慮する。」と規定された。

¹⁵ Singapore Ministerial Declaration, WT/MIN(96)/DEC, 18 December 1996.

¹⁶ *Id.*, para.20.

¹⁷ WTO Working Group on the Interaction between Trade and Competition Policy, Report (1997) to the General Council, WT/WGTCP/1, 28 November 1997.

¹⁸ Doha Ministerial Declaration, WT/MIN(01)/DEC/1, 20 November 2001.

ドーハ宣言に沿って、閣僚会議後作業部会や主要国から宣言に沿った内容の多角的競争協定に関わる様々な提案が行われた¹⁹。多角的競争協定に関わる交渉は今時ラウンドでは行われなかったことが決定されたので、提案内容の詳細よりもドーハ宣言で示された内容が何故取り上げられたのか、それが競争政策・一般独禁法との関係でどのような意味を持つのが重要である。第1に、反競争的行為のうちでカルテル規制のみが抽出されていることである。ラウンド交渉へ向かう作業の進展につれ取り上げられる規律対象はハードコア型カルテルに収束していった。その理由としては次のようなことが挙げられる。WTOあるいはWTO加盟国では貿易制限あるいは市場アクセスとの関係で問題を取り上げていることがあろう。WTOは、専ら貿易制限的效果を規律することを任務とするので、貿易制限的效果の明確性からカルテルとりわけハードコア型への規制に収束していったと考えられる。また、途上国、独禁法を持たない国、あるいは持っていないものの歴史の浅い国への配慮もあろう。一般独禁法による包括的反競争行為規制として立法を求めることは様々な理由から途上国には困難な面が多い。あるいは、貿易制限的效果を比較的説明しやすいカルテル問題を取り上げれば、経済成長や貿易の拡大の観点から途上国向けに説明を行いやすいということもあると思われる。第2に、執行についての協力規定が盛り込まれようとしたことである。経済活動の国際化の進展に伴って、ある行為の反競争効果がより多くの国へ拡散しており、執行協力規定を含めることは、この事態への対応が求められていることを反映する。次に検討する二国間での協力・共助協定では、執行協力が行われる対象国は限定されている。WTO多角的競争協定案の執行協力は、二国間協力・共助協定が締結されていない国や地域をもカバーするものであろう。

3 二国間協力・共助協定

二国間協力・共助協定について、協定で定められた当事国の義務などの協定内容や当事国等の点から特徴を見てみよう。

3.1 協定内容

現在多くの二国間協力・共助協定は、次のような内容を持つものとなっている²⁰。第1は、消極的礼讓の規定である。自国独禁法を適用する場合、相手方利益へ配慮し、法適用を行うことである。消極的礼讓は、場合によっては、調査などを差し控えることも含んでいる。第2は、積極的礼讓の規定である。これは、自国領域に反競争効果などの悪影響の及ぶ行為が他国内で行われた場合に、自国独禁法を適用するのではなく相手方

¹⁹ WTO Working Group on the Interaction between Trade and Competition Policy, Study on Issues relating to a Possible Multilateral Framework on Competition Policy, WT/WGTCP/W/228, 19 May 2003. 経緯・提案内容については、本田 [2004] 及び清水 [2004] 参照。

²⁰ 以下の内容については、村上 [1999]、村上 [2000]を参照。

国独禁法の発動を促し、法執行を要請することである。第3は、協議・通報規定である。通報規定は、自国法の執行活動に関して相手方の利害に関連する事項を相手国に通報するものである。通報事項は様々である。各協定では、適切と考えられる通報事項の範囲、通報の時点、通報内容やその程度などについて様々な規定を持っている。協議は、協定対象となっている関連事項全てについての協議を定める。協議の迅速性、理由開示、期限設定、当事者などについて規定が置かれる場合がある。第4は、情報交換・執行協力である。一方当事国から他方当事国への情報提供や執行協力によって提供される情報の範囲、どのような場合に実施されるのか等が規定される。現在までの多くの協力・共助協定は、自国法令の許容する限度で情報提供を行うことを規定するものが殆どである。秘密情報の開示は行われぬ。ただし、秘密情報交換も可能となるような枠組みを設定するものとして、米国94年国際反トラスト執行援助法と、その下で締結された米・オーストラリア執行援助協定がある²¹。

3.2 当事国

二国間協力・共助協定の当事国は先進国に集中している。米国の相手国は、オーストラリア、ブラジル、カナダ、ドイツ、EC、イスラエル、日本、メキシコである。日本の場合は、米国、EC、カナダである。ECは、米国、日本など主要国以外にも東欧諸国やアフリカ諸国と広範な協力関係を締結している。

3.3 二国間協力・共助協定の意義

以上のような二国間協力・共助協定は、競争政策・独禁法の共通化・標準化という点ではどのような意義を持つのであろうか。

まず、礼讓についてである。3.1で指摘した積極及び消極の2つの礼讓については次のような背景や側面を持つと指摘できる。第1に、消極的礼讓は、米国域外適用の展開にともない生じた国家主権の抵触、国家間での対立衝突を回避する側面を持つ²²。また、消極的礼讓を行うのかあるいはその程度は、自国領域外で行われた行為に対して自国管轄権がどのように行使されるべきかという管轄権行使問題と関連性を持つ(従って、管轄権行使の面から検討を行い問題解決を図ることも可能である)。第2に、積極礼讓は、複数国に反競争効果を及ぼす行為に複数国が法適用を行った場合、発生する問題の解消を図る側面がある。各国の間で、独禁法規定の相違、独禁法の適用基準(あるいは違法判断基準)の相違、あるいは違反行為への措置内容に相違があり、当該行為により生ずる効果が国毎に異なる場合、複数国で法適用を行えば結果に違いが発生する。このような事態は、経済活動の国際化の進展によって、より頻繁に発生し、かつ、そのような事態の発生による影響も大きくなる。そこで、反競争効果が集中し、効果が最も大きくな

²¹ International Antitrust Enforcement Assistance Act.

²² 管轄権については、小原 [1993]及び松下 [1970] 参照。なお、村上[1999]も参照。

る国や、証拠情報が最も存在する国による法適用が、有効な反競争効果の除去、事件処理の効率性あるいは事件処理の一元性などの観点から望ましい。

次に、3.1で指摘した協議・通報規定及び情報交換・執行協力規定は、どのような意義を持つのであろうか。第1に、執行協力・調整の規定は、管轄権の域外適用問題のうちの手続き的側面に関連する。自国法の域外適用のためには証拠収集活動や禁止措置の執行を行わねばならない。これらの問題は、対人管轄・調査・執行管轄の法理により一定の解決が図られるものの、とりわけ証拠収集のための調査活動には、主権の衝突などの問題が大きい。協力・共助協定の規定は、このような問題の解決を図る側面を持つ。他方、禁止措置の執行については、各国裁判所による承認等を条件として決着する。承認が得られない場合には執行は不可能であるが、現在の協力・共助協定では直接それを解決する仕組みは用意されていない。また、現時点では例外的な協定を除いては、秘密情報の交換ができないなど、交換情報の範囲に限界があるのも事実である。第2に、協議・通報の規定のうち、通報規定が詳細に定められその重要性も高い。他方、協議規定は簡潔であり活用度も低いようである。協力・共助といっても、各国が自国法を適用することには変わりなく、現在の協力・共助は、各国当局の判断自体を協議や国際的な紛争処理システムにより調整するような仕組みではないことの現れである。他方、通報は、自国法を発動する場合でも、他国法の発動を要請する場合でも重要であり、適切な時期に適切な内容の通報が相互に行われねば、自国法や他国法の適切な形での発動は困難となる。協議・通報規定及び情報交換・執行協力規定は、拘束的に各国の競争政策・独禁法の標準化共通化を図るものではなく、自発的な協力により緩やかに標準化共通化を図るものであると評価できる。

次に、当事国である。ECの場合を除くと、一般競争法が確立し一定程度の運用実績を持っている国家が当事国となっている場合が殆どである。このことは次の2点に起因すると思われる。第1に、協力・共助協定が、独禁法域外適用による主権衝突の解決を契機として発足したこと。第2に、経済活動の国際化の深化により同一事実・事件への各国毎の法適用により発生する結果の矛盾回避や処理の効率性を狙いとしたこと。主権衝突の解決や同一事件における結果の矛盾回避などのような対応を求められる国は、既にかなりの程度貿易等の自由化を達成し、確固とした競争政策・独禁法を有する国であろう。独禁法を制定済みの国家間の対応なので、当然のこととして、協力・共助協定には、法制定促進的機能を期待する必要はないことになる。協力・共助協定に法制定促進機能が期待できないことの一例は、日本が締結した協力共助協定の法形式にも顕著に表れている。日本が締結した協力・共助協定の法的性格は、政府間協定であって²³、それのみでは議会の議決を経なければならない自国法の枠組みを変更する試みは困難である。

²³ 本稿の検討会にご出席いただいた公取委事務総局岩成博夫氏の指摘による。

4 主要地域統合における競争政策・独禁法システムの概観

地域統合における競争政策・独禁法条項の特徴を整理する際には、それらの条項を実体規定に関わる面と手続き規定に関わる面に分けることが可能である^{24・25}。

4.1 実体規定について

実体規定については、反競争行為規制の一般義務を規定する場合(以下ではタイプ①とする)と、特定類型の規制についての加盟国間調整を求める場合(以下ではタイプ②とする)に分けることが可能である。各タイプに属する地域統合規定とその内容を整理すると次のようになる。

4.1.1 タイプ①について

タイプ①では、国内独禁法の制定義務などを規定するが、いかなる種類の規制を行うかは特定されていない。具体例として、NAFTA 第 15 章の競争政策に関する規定がある²⁶。同協定は、加盟国に対して「反競争的事業活動を非難しそれに対して適切な対応を行う措置を採用し維持する」という義務を課している (to "adopt or maintain measures to proscribe anticompetitive business conduct and take appropriate action with respect thereto")²⁷。NAFTA 加盟国となったメキシコは、それまで包括的一般的独禁法を持たなかったが、この規定を受け 1993 年に立法を行った²⁸。米・シンガポール自由貿易協定では、第 12 章に競争政策規定を置いているが²⁹、2005 年 1 月までの一般独禁法制定をシンガポールに義務づけている点に特徴がある³⁰。この義務に従い、シンガポールは 2004 年に競争法を制定した(2004 年競争法)³¹。ただし、メキシコ及びシンガポールの競争法は、内容的には、FTA 相手国(米国あるいはカナダ)の独禁法と同内容ではない。NAFTA と類似の規定を持つ地域統合として Canada-Chile FTA、Mexico-Chile FTA、Japan-Singapore Economic Partnership Agreement (JSEPA)、

²⁴ 地域統合では、競争政策・独禁法との関連で次の規定もある。①独占企業(旧規制下の企業で規制緩和・改革後民営化されたものなどが主な対象)・国営企業・排他的権利を付与された企業の取扱い、②通商救済法との関係。これらについては本 DP では詳細を検討しない。

²⁵ 以下の概観については、主に次の文献や HP を利用した。Working Party of the Trade Committee, The Relationship between Regional Trade Agreements and the Multilateral Trading System: Competition, TD/TC/WP(2002)19/FINAL (OECD, 7 May 2002); Tuck School of Business at Dartmouth, Centre for International Business (http://mba.tuck.dartmouth.edu/cib/research/trade_agreements.html).

²⁶ Chapter 15 Competition Policy, Monopolies and State Enterprises of the North American Free Trade Agreement.

²⁷ Article 1501 (1) of the North American Free Trade Agreement.

²⁸ Federal Law Concerning Economic Competition.

²⁹ Chapter 12 : Anticompetitive Business Conduct, Designated Monopolies, and Government Enterprises of the United State – Singapore Free Trade Agreement.

³⁰ 12-1 Singapore shall enact general competition legislation by January 2005, and shall not exclude enterprises from that legislation on the bases of their statutes as government enterprises (Article 12.3 Designated Monopolies and Government Enterprises).

³¹ The Competition Act 2004.

EU-Mexico FTA、Canada-Costa Rica FTA (CCRFTA)等がある。ただし、加盟国義務をどう規定するかは協定毎に異なる。Japan-Singapore Economic Partnership Agreement (JSEPA)では、加盟国が反競争的活動に対し適切と考える措置を執る旨を規定する³²。EU-Mexico FTA では、国内での競争法執行確保を付属協定中で強調する³³。Canada-Costa Rica FTA (CCRFTA)では、11 章で反競争的事業活動の実施を禁止する法的措置の採用維持を当事者に義務づけるが³⁴、その際にカルテル、支配的地位濫用、反競争的合併などを例示的に列挙している³⁵。

4.1.2 タイプ②について

タイプ②は、EC が典型的である。EC を核として EC の周辺領域で締結される第三国の通商協定にも同様なものが見られる（アフリカやラテンアメリカ）。

EC 競争法は、以下のような特徴を持っている。①各国競争法当局とは異なる、国家を超えた法執行機関を保有する。②法執行機関は地域統合設立条約に根拠を持つ。③条約上の規制類型－共同行為（カルテル、垂直的制限規制）、市場支配的地位濫用規制、公的介入による競争歪曲の規制、国家補助の規制等を有する。④条約に基づく補助立法による規制－企業結合規制を有している。⑤国内当局や国内法を超えた EC 法の優位性がある。⑥加盟国は、独自の競争法及び執行当局を保有する。加盟国の競争法は、当初は EC 法とは異なった内容形式を持つ法であったが、次第にその内容・形式が EC 法に接近する傾向がある。EC 法の各種システムがその動きを加速している。⑦⑥で指摘した EC 法の各種システムには、EC 法の優位性、欧州司法裁判所先行判決制度がある。EC 法の優位性や欧州司法裁判所先行判決制度が、EC 法の統一・調整を図る手段となっている。

EC 競争法は次のような形で周辺領域に拡張している。第 1 は、他の地域統合との協定である。EU と EFTA の協定である EEA(Agreement on the European Economic Area)では EC 競争法と同内容の法が適用されることになっている（EEA53 条及び 54 条と EC 条約 81 条及び 82 条の同等性）³⁶。また、地中海諸国との連合協定

³² Article 103 (1) of the Agreement between the Republic of Singapore and Japan for a New-Age Economic Partnership.

³³ Article 1 of Annex XV of Free Trade Agreement between the European Communities And Mexico(1. The Parties undertake to apply their respective competition laws so as to avoid that the benefits of this Decision may be diminished or cancelled out by anti-competitive activities.).

³⁴ Article XI .2 1. of the Free Trade Agreement between the Government of Canada and the Government of the Republic of Costa Rica(Each Party shall adopt or maintain measures to proscribe anticompetitive activities and shall take appropriate enforcement action pursuant to those measures, recognizing that such measures will enhance the fulfillment of the objectives of this Agreement.).

³⁵ Article XI.2, 3(a)-(c) of the Free Trade Agreement between the Government of Canada and the Government of the Republic of Costa Rica.

³⁶ EC 条約 81 条及び 82 条の規定は周知であると思われるので個別に参照しない。EEA の規定は次のようになっている。

Article 53 of the Agreement on the European Economic Area

1. The following shall be prohibited as incompatible with the functioning of this Agreement: all agreements between undertakings, decisions by associations of undertakings and concerted practices

(Euro-Mediterranean Association Agreements) においても EC 法型競争法（カルテル行為、支配的地位濫用、競争歪曲的国家補助の規制を含む）が導入されている。第 2 は、近隣諸国との協定である。例えば、中東欧諸国と EU との協定（the Europe Agreements）及び CEFTA(Central European Free Trade Agreement)でも EC 競争法同様の競争法規定が導入されている³⁷。第 3 は、EU 自体の拡大である。新加盟国(主に

which may affect trade between Contracting Parties and which have as their object or effect the prevention, restriction or distortion of competition within the territory covered by this Agreement, and in particular those which:

- (a) directly or indirectly fix purchase or selling prices or any other trading conditions;
- (b) limit or control production, markets, technical development, or investment;
- (c) share markets or sources of supply;
- (d) apply dissimilar conditions to equivalent transactions with other trading parties, thereby placing them at a competitive disadvantage;
- (e) make the conclusion of contracts subject to acceptance by the other parties of supplementary obligations which, by their nature or according to commercial usage, have no connection with the subject of such contracts.

2. Any agreements or decisions prohibited pursuant to this Article shall be automatically void.

3. The provisions of paragraph 1 may, however, be declared inapplicable in the case of:

- any agreement or category of agreements between undertakings;
- any decision or category of decisions by associations of undertakings;
- any concerted practice or category of concerted practices;

which contributes to improving the production or distribution of goods or to promoting technical or economic progress, while allowing consumers a fair share of the resulting benefit, and which does not:

- (a) impose on the undertakings concerned restrictions which are not indispensable to the attainment of these objectives;
- (b) afford such undertakings the possibility of eliminating competition in respect of a substantial part of the products in question.

Article 54 of the Agreement on the European Economic Area

Any abuse by one or more undertakings of a dominant position within the territory covered by this Agreement or in a substantial part of it shall be prohibited as incompatible with the functioning of this Agreement in so far as it may affect trade between Contracting Parties.

Such abuse may, in particular, consist in:

- (a) directly or indirectly imposing unfair purchase or selling prices or other unfair trading conditions;
- (b) limiting production, markets or technical development to the prejudice of consumers;
- (c) applying dissimilar conditions to equivalent transactions with other trading parties, thereby placing them at a competitive disadvantage;
- (d) making the conclusion of contracts subject to acceptance by the other parties of supplementary obligations which, by their nature or according to commercial usage, have no connection with the subject of such contracts.

³⁷ 例として Central European Free Trade Agreement のもののみ挙げておく。

Article 22; Rules of competition concerning undertakings

1. The following are incompatible with the proper functioning of this Agreement in so far as they may affect trade between the Parties:

- a. all agreements between undertakings, decisions by associations of undertakings and concerned practices between undertakings which have as their object or effect the prevention, restriction or distortion of competition;
- b. abuse by one or more undertakings of a dominant position in the territories of the Parties as a whole or in a substantial part thereof.

3. The provisions of paragraph 1 shall apply to the activities of all undertakings including public undertakings and undertakings to which the Parties grant special or exclusive rights. Undertakings entrusted with the operation of services of general economic interest or having the character of a revenue-producing monopoly, shall be subject to provisions of paragraph 1 insofar as the application of these provisions does not obstruct the performance, in law or fact, of the particular public tasks assigned to them.

旧東欧諸国であるが)は、EC 協定同様の競争法規定を整備する義務 (①EC 競争法型への法制度の接近及び法執行、②接近及び実施の期限設定) を負っている。

EU 以外にもタイプ②に属する地域統合がある。東南地域アフリカ諸国の地域統合である COMESA(Treaty Establishing the Common Market for Eastern and Southern Africa) やカリブ湾岸地域の自由貿易協定である CARICOM (Treaty Establishing the Caribbean Community) である。

COMESA では、地域統合の貿易自由化目的に反する効果を持つ慣行禁止のため、共同市場内での競争を阻害、制限又は歪曲する目的や効果を持つ企業間での合意や共同行為の禁止に合意する³⁸。共同体理事会が、加盟国内で競争を規制する規則を策定すると定められている³⁹。これは、既存国内競争政策を調整する地域競争政策導入あるいは、関税同盟移行時に地域競争政策導入を企図するものである。55 条は、協定や共同行為を規制する内容を持ち、2 項は 1 項の不適用を定める適用除外規定である。つまり、1 項該当の協定が、商品の流通生産を改善し、技術革新や経済発展を奨励し、消費者に公正な配分を均霑する場合に、1 項を適用しないことを共同体理事会が宣言できる旨を規定しているのである。以上のような COMESA の共通競争法規定は、EC 条約 81 条とほぼ同内容のものである。しかし、EC 法とは異なり、条約本体には独占的地位濫用規制や合併規制の規定はみられない。

CARICOM では、原条約 Annex(カリブ共同市場)の 30 条に制限的商慣行(Restrictive Business Practices) 規定をおき、協定や共同行為あるいは支配的地位の不当利用行為が共同市場での関税や数量制限の削減・撤廃から期待される利益を喪失せしめることを認めている⁴⁰。その上で、Annex は、紛争処理手続きへの問題の付託を規定し、問題を公表することが可能とする⁴¹。CARICOM では、理事会に制限的取引慣行規制や支配的地位濫用規制のため追加的規定策定の検討を許容している⁴²。また、加盟国ができる限り迅速に制限的取引慣行を規制するための統一法制を導入することを定めている⁴³。この規定を受け、その後の条約修正により 30 条はより詳細な実体規定と規制機関及び手続きを有する競争法規定に置き換えられた⁴⁴。

4. With regard to products referred to in Chapter II the provisions stipulated in paragraph 1 (a) shall not apply to such agreements, decisions and practices which form an integral part of a national market organization.

5. If a Party considers that a given practice is incompatible with paragraphs 1, 2 and 3 of this Article and if such practice causes or threatens to cause serious prejudice to the interest of that Party or material injury to its domestic industry, it may take appropriate measures under the conditions and in accordance with the procedure laid down in Article 31.

³⁸ Article 55. 1 of the Common Market for Eastern and Southern Africa.

³⁹ Article 55. 3 of the Common Market for Eastern and Southern Africa.

⁴⁰ Article 30. 1 of the Treaty establishing the Caribbean Community.

⁴¹ Article 30. 2 of the Treaty establishing the Caribbean Community.

⁴² Article 30. 3 of the Treaty establishing the Caribbean Community.

⁴³ Article 30. 4 of the Treaty establishing the Caribbean Community.

⁴⁴ Protocol VIII: Competition Policy, Consumer Protection, Dumping and Subsidies (Protocol amending the Treaty establishing the Caribbean Community).

特定の競争法規定採用予定などを持つ地域統合もある。例えば、MERCOSUR (December 1996 protocol on competition policy) は、域内での競争政策・独禁法システムを整備するために1996年12月に決定を行い、プロトコルを採択した(17/96決定、MERCOSURにおける競争保護のためのプロトコル)⁴⁵。プロトコルは、次のような狙いを持つものであった。第1に、MERCOSUR 共同体レベルでの反競争的慣行規制を行うこと。第2に、価格や他の市場条件について企業間での競争条件などの平等化を目的として国内競争法の収斂を図ること。第3に、競争条件を歪曲する国家政策監視の枠組みを提供すること。プロトコルは、このような狙いを実現するために次のような仕組みを予定する。第1はMERCOSUR レベルでの独禁法規定や法執行システムの整備である。MERCOSUR レベルでの独禁法規定としては、水平的協定や垂直的協定のような反競争的共同行為や支配的地位濫用行為の規制を予定していた⁴⁶。MERCOSUR 独禁法の執行のために、MERCOSUR 貿易委員会と競争保護委員会がMERCOSUR 独禁法執行を行う⁴⁷。このうち、競争保護委員会は、事件審理を行い、それに対して貿易委員会が裁定機能を果たす。手続きは3段階に分かれている⁴⁸。第1段階は、加盟国国内当局への関連当事者による提訴により事件が開始され、国内当局は、事件がMERCOSUR レベルのものであるか否かの仮決定を行う。MERCOSUR レベルのものであると決定された場合には、国内当局は競争保護委員会に事件を付託する。第2段階として、競争保護委員会は、事実の調査や違反の有無を決定する。最後に、事件は、MERCOSUR 貿易委員会に最終裁定のために付託される。第2は、国内独禁法の調和作業である。プロトコルは、価格差別やカルテルを念頭に置いて国内独禁法の整備や調和作業を考える。プロトコルは、MERCOSUR 全体での反競争効果阻止目的の下、自由貿易の阻害や経済集中をもたらす場合を含めた市場支配効果を持つ行動規制のための共通ルール採用を、加盟国に対して求めている⁴⁹。プロトコルは、1998年末までに各国に草案の作成を求めている。

オーストラリア・ニュージーランド間地域統合であるANZCERTAは、事業関係法令の調整・統合規定を持つ。ANZCERTAは、加盟国独禁法の制定及び改正を規定する。自国領域及び加盟国間貿易における市場濫用規制の適用範囲の拡大が、アンチダンピング規制の廃止に対応して規定されている。

4.2 手続き規定について

手続き規定も実体規定の場合と同様に、地域統合における競争政策・独禁法規定を2つのタイプに分けることができる。第1は、加盟国競争当局間での協議・協力を中心と

⁴⁵ Common Market of the Southern Cone(Mercosur) Protocol of the Defense of Competition(the Protocol).

⁴⁶ Article 4 to Article 6 of the Protocol.

⁴⁷ Article 8 and 9 of the Protocol.

⁴⁸ Chapter V of the Protocol.

⁴⁹ Article 7 of the Protocol.

するものである(以下ではタイプ①とする)。第2は、中央執行機関及びそれに似た組織を持ち、その機関による法執行に重点を置くものである(以下ではタイプ②とする)。また、両者の特徴を部分的に併せ持つような形態の地域統合も存在する。

タイプ②の典型は、EC競争法である。競争法執行に責任を持つ行政機関として欧州委員会が存在する。ただし、加盟国当局及び裁判所による法執行も可能であり、かつ行われている。

タイプ①の内容は多様である。

独立中央機関を設定せず、協定に基づく紛争処理手続きからも独禁法事案を排除するとともに、詳細な協力手続きを持たない協定もある。NAFTAやCanada-Chile FTAがその例である⁵⁰。

自国法の実効性を確保することだけを目的とする規定のみを置き、その限度で、通報、協議、情報交換などの援助を行う協定もある。協議不服申立手続きを通じて競争規定の濫用処理の道を開いているEFTA(31条)が、その例である⁵¹。

情報交換、技術支援及び議論フォーラムの提供のみを行うものがある。APECがその一例である。競争政策・独禁法規定交渉において、既に一般独禁法を有している国は、多くの場合個別独禁法規定に従い、協力についての交渉を行っている。このような規定を置く目的は、①執行改善、②ベストプラクティスの拡散、③未だ一般競争法を持っていない国により法的な枠組みの展開や競争原則の採用を行う努力をさせることであるとされている。

また、日シンガポール協定では、シンガポールが一般独禁法や独禁当局を持たないにもかかわらず執行活動の調整のための協力を行おうとした。その場合に対象となった法律は電気通信法であり、電気通信事業庁を相手方としていた⁵²。これは、独禁法・独禁当局がない場合における地域統合での競争政策協力の例とされている。

このほかに、タイプ②の中央執行機関システムとタイプ①の協議・協力が併存するタイプのものもある。EC競争法違反について委員会と加盟国当局の協力(情報交換等)やEEAにおける委員会とEFTA当局及び国内当局間との協力確保規定がその例である。

独立した中央機関を設けないままでも、各国の独禁当局や裁判所がかなり広い管轄権を持つ場合(例・ANZCERTA)がある。この場合には、各国の独禁当局及び裁判所が共同管轄権を持つ規定を設け、行政機関の行った決定に対する不服申立は、いずれかの国で処理され、他国で行われた召喚状発行や救済措置が、他国でも有効と扱われている。このような措置は、包括的な調査支援、情報交換及び共同執行について規定した別協定で補完されている。

⁵⁰ 例えば次の規定参照。Article J-01 of the Canada-Chile Free Trade Agreement.

⁵¹ Article 31(General consultations and complaints procedure) of Convention establishing the European Free Trade Association.

⁵² Article 16 of the Implementing Agreement between the Government of Japan and the Government of the Republic of Singapore pursuant to Article 7 of the Agreement between Japan and the Republic of Singapore for a New-Age Economic Partnership.

4.3 地域統合における競争政策・独禁法条項の意義

地域統合への競争政策・独禁法条項の包摂は、WTO 多角的協定や二国間共助・協力協定の両者にみられた法制定促進及び共通化・標準化機能を併有する。それぞれのタイプの関係はどう整理できるか。実体・手続き面での各 2 タイプを統合参加国間で政策・法を共通化・統合する程度から評価すると、タイプ②がタイプ①よりも統合の度合いが高いと考えられる。地域統合における独禁法の典型であると理解される EC 競争法は、それぞれタイプ②に属する。EC は、近年では旧社会主義国・途上国を加盟させ始めたものの従来は先進国間地域統合であり、先進国間地域統合の 1 つのモデルであった。しかし、地域経済統合を概観してみると先進国間地域統合においてのみ統合度の高い競争政策・独禁法規定が含まれるというような認識は妥当しないことが解る。例えば、実体規定のタイプ②に属するものとして COMESA、CARICOM、MERCOSUR、Andean Community 等アフリカ、中南米の地域統合が、手続きのタイプ②に属する協定として COMESA、CARICOM、MERCOSUR がある。

実体規定について、反競争行為規制の一般義務を規定するタイプ①は、一般独禁法を持たない国に対する法制定促進機能を持つと考えられる。特定種類の規制についての加盟国間調整を求めるタイプ②は、既存競争政策・独禁法の標準化共通化促進の側面を強く持つ。

手続き規定は、法執行のための届出、情報交換、違反行為に対する措置を定める。地域統合では、加盟国当局間での協議・協力を中心とするもの(タイプ①)と、中央執行機関及びそれに準じた組織を持つもの(タイプ②)がみられる。手続き規定は、既存競争政策・独禁法の手続き的調整を図るものであるが、タイプ②はタイプ①よりも標準化・共通化機能が高い。

共通化・標準化機能が高い地域統合がある反面、極めて緩やかなものが存在することも事実である。単なる情報交換や技術支援のみの機能しか果たしていない統合もある(APEC の例)。これは、緩やかな形で競争政策・独禁法の必要性や認識を涵養することなどの機能を持つものとなろう。かかる場合は、統合の目的・性格や参加国の特徴による点大きい。

5 ANZCERTA 及び COMESA についての若干の検討

5.1 地域統合における競争政策・独禁法の理想型としての EU?

現在までの検討でも明らかなように、貿易自由化すなわち国家による貿易障壁の撤廃・削減が進み、国境を越えた企業活動が活発になった市場では、私企業による反競争行為による自由化政策の無効化の防止の重要性がます。このような状況で各国競争政策・独禁法の有無、規定、解釈の相違は様々な問題を国民経済や市場で活動する企業な

どももたらす。例えば、事件処理における不均衡の存在や加盟国間での摩擦衝突である。地域統合を含めた競争政策・独禁法の国際的展開は、問題解消方法として各種の可能性を開くものであろう。競争政策・独禁法の世界では、上記のうち EU 型の地域統合が問題解消のための一理想型として語られることがある。例えば、東アジア地域でも EU 型を目指すべきであるという提言がある。しかし、この提言にしても各種の困難な問題があり、長期的目標として言及される。あるいは、先に見たように近年の途上国統合の中でも EU 型の競争政策・独禁法規定を持つ統合もある。しかし、この統合は、EU と同じ環境が整って初めて EU 型の統合を実現したのであろうか。もし、EU と同様の環境にない途上国統合でも共通規定・中央執行機関が作られているとすると、東アジアでも可能性があるかもしれない。あるいは、共通法・中央執行機関を作らなくともより簡易な形で同様の機能が果たせる仕組みの可能性の検討もあり得ると思われる。20 年後から 30 年後に EU 型の実現を目指すとしても、あるいは他の方向を探るとしても、どのようなステップを踏むべきなのかを考えねばならない。

これらについての完全な解答の導出は、現時点では困難である。ここでは、途上国間統合で共通規定及び中央執行機関を持つもの、先進国間統合において完全な共通規定や中央執行機関を持たないもののそれに準じたシステムを持つ地域統合を取り上げ、内容・特徴を検討する。それにより東アジア地域での地域統合あるいは日本が関与する地域統合における競争政策・独禁法規定のあり方についての方向性を見いだす契機となればと考える。

5.2 先進国間統合 – ANZCERTA のケース

オーストラリア・ニュージーランド地域統合である ANZCERTA(又は CER) (Australia New Zealand Closer Economic Relations Trade) での競争政策・独禁法規定に関連する対応は 2 段階で行われた。

第 1 段階は、両国の独禁法自体の調整である。CER は、12 条で加盟国が貿易歪曲的な諸要因に対して対応を行うことを規定する⁵³。1(a)項は、スタンダードなどと並んで制限的取引慣行を取り上げて、それに関わる要件(requirements)調和のための対応実施の検討を規定する。CER は、1983 年 1 月に発効した。オーストラリア、ニュージーランド両国は、この規定に沿って自国独禁法の見直しを進めた。ニュージーランドでは、1986 年にオーストラリア取引慣行法⁵⁴の主要規定に類似した 1986 年商業法を制定した⁵⁵。

第 2 段階では、両国独禁法の域外適用範囲の調整や各種技術的改正を行った。例えば、域内アンチダンピング法の廃止等によりニュージーランド・オーストラリア各国で行わ

⁵³ CER 協定本文については次の URL で掲載されているものを参照した。
(http://www.dfat.gov.au/geo/new_zealand/anz_cer/anzcerta1.pdf).

⁵⁴ Trade Practices Act 1974.

⁵⁵ The Commerce Act 1986.

れる域外行為に対して各国法の適用を可能とする改正が行われた⁵⁶。また、反競争行為目的で「トランスタスマン市場」での実質的な市場支配力の行使を禁止する規定が両国法で新設された⁵⁷。共同管轄を行使するために、証拠の取り扱い、裁判手続き、判決執行についての法改正(例・ニュージーランドでの裁判法、判決互惠執行法、証拠法などの規定の改正⁵⁸)が行われた。これによって、ニュージーランド法廷でオーストラリア取引慣行委員会や連邦裁判所の印章や署名を用いたり、ニュージーランド商業委員会の求めに応じて情報や文書の提出をオーストラリア取引慣行委員会が行ったりすることが可能になった。

5.3 途上国間統合－COMESA のケース

COMESA は、アンゴラ、ブルンジ、コモロ、コンゴ、ジブチ、エジプト、エリトリア、エチオピア、ケニア、リビア、マダカスカル、マラウイ、モーリシャス、ルワンダ、セーシェル、スーダン、スワジランド、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエからなる地域統合である⁵⁹。先に示したように、COMESA は、55 条に EC 条約 81 条型の規定を持つものの、他類型の反競争行為の規制規定はなかった。しかし、それに関しては、55 条 3 項の規定を受けて策定された COMESA 競争規定及び競争規則で対応が行われている⁶⁰。2003 年に草案が公表されている。規則草案では、条約規定の合意や共同行為をより具体化して制限的事業慣行を定める⁶¹。加えて、条約本体では規制対象であることが明示的ではない独占的地位濫用規制や企業結合規制規定が設けられている⁶²。次に、執行機関として、COMESA 競争委員会と競争評議会の設置が定められる。競争委員会は加盟国国内で権限行使する能力を付与される(法に従った財産権処分権限がある)。具体的には、事件調査、事実及び違反の有無の認定、排除措置の命令・損害賠償の支払い命令・過料の徴収などの権限が付与されている。競争評議会は、委員会決定への不服の審査、規則策定、COMESA 理事会への勧告等の権限を与えられている。各機関の組織、権限、調査手続き、企業結合の事前届出制度などより詳細な内容は、COMESA 競争ルールで規定されている。

⁵⁶ Department of Foreign Affairs and Trade, Closer Economic Relations: Background Guide to the Australia New Zealand Economic Relationship (18 February 1997).

⁵⁷ Article 46A of the Australian Trade Practices Act 1974; Article 36A of the New Zealand Commerce Act 1986. トランスタスマン市場とは、オーストラリア、ニュージーランドの各市場又は両者を含む市場である。

⁵⁸ ニュージーランド側で改正生されたのは次の法令である。Judicature Act 1908, the Reciprocal Enforcement of Judgments Act 1934, and the Evidence Act 1908. オーストラリア側では、次のものである。The Federal Court of Australia Act 1976 and the Commonwealth Evidence Act 1905.

⁵⁹ COMESA メンバーについては次の URL 参照。(<http://www.comesa.int/countries/index.html/view>).

⁶⁰ Draft COMESA Competition Regulations (February 2003); Draft Competition Rules.

⁶¹ Draft COMESA Competition Regulations Article 16, Article 19 (Prohibited Practices).

⁶² Draft COMESA Competition Regulations Article 17 (Determination of a Dominant Position), Article 18 (Abuse of a Dominant Position), PART 4 (Mergers and Acquisitions).

5.4 ANZCERTA と COMESA の背景についての若干の検討

ANZCERTA は、中央執行機関を持たない先進国間統合の可能性を示し、COMESA は、中央執行機関を持つ途上国間統合の可能性を示している。かかる競争政策・独禁法規定が可能となった背景には、次のような点がある。第1に、自由貿易地域など地域統合についての歴史があることである。第2に、地域統合がルールを運用する既存の機構や実績がある。例えば、ANZCERTA⁶³については、1966年オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定が締結されている。オーストラリア・ニュージーランド間での通商協定は、実は1922年に遡り、1933年に関税を英連邦関税率に統一したこと、第二次大戦間の協力協定等もあるという歴史を持つ。このような背景にもかかわらず、両国は、自由貿易協定の不十分さを認識した。例えば、この地域統合は、80%の貿易についての自由化を達成したが、適用除外品目の自由化で立ち往生したことが指摘される。このような事情から、両国の事業法制の違いが自由貿易阻害であること及び法制度調和を図る必要性が認識された。この点が、競争政策・独禁法の共通化の一要因であった⁶⁴。また、このような統合が可能となった別の背景として、英連邦諸国として両国の歴史的、文化的、感情的近接性もあると指摘されている。

COMESA は、1994年に発効した。ただし、COMESA は、1981年以降存在した特惠貿易地域を共通市場(関税同盟)に格上げしたものである。その後、2000年自由貿易地域が完成し、2008年に関税同盟完成予定である⁶⁵。共同市場を維持するシステムとして、共同体裁判所(1994年)や金融機構等を保有するなど、共同体の組織も充実している⁶⁶。地域統合の成否や統合の深淺については、近接性の程度、経済発展の程度などによる違い、地域統合のタイプとしても自由貿易協定、関税同盟、それらの中間協定などの分類によって示される段階での違いがある。COMESA の例を見ると、独禁法の統合・共通化の程度は必ずしもこれを反映したものとはいえないようである。一般独禁法や独禁法執行機関を持たなかつたり、弱体なものであつたりする国にとっては、地域統合での法策定や執行機関設置を行うことで緩やかな形でも競争政策・独禁法を導入することに意義を見いだしている可能性がある。問題は、このような地域統合においてどれだけ実効的な競争政策・独禁法執行が行われているかであり、その点の検証が必要である。

6 日本の RTA/FTA における競争政策・独禁法条項

6.1 概観

日本は、日本・シンガポール新時代経済連携協定(平成14年1月13日署名、同年

⁶³ 以下の評価については、Ahdar [1991]を参照。

⁶⁴ Memorandum of Understanding on Harmonization of Business Law (1988)。後に次のものに置き換えられている。Memorandum of Understanding between the Government of New Zealand and the Government of Australia on Coordination of Business Law (2000)。

⁶⁵ 次のものを参照。Overview of COMESA (<http://www.comesa.int/about/Overview/view>)。

⁶⁶ 機構については次のページを参照。<http://www.comesa.int/institutions/>。

11月30日発効)をはじめとして、メキシコ、マレーシアとの連携協定を締結した。協定中には、競争政策・独禁法についての規定が含まれる。これらの協定は、目的規定中に競争政策・独禁法にかかる規定を置き、競争に関する独立した章が設けられている。そのほかに、サービス貿易・電気通信などについて競争政策的規定が置かれている⁶⁷。

6.2 各協定の特徴

上記協定における競争政策・独禁法条項は、以下のような内容・特徴を持つ。

第1に、目的規定で貿易自由化以外の各種目的が掲げられ、その中に包括的独禁法にかかる規定が見られる。すなわち、「反競争行為に対する効果的な規制を奨励」「反競争的行為の分野における協力を促進する」(日・シンガポール経済連携協定(以下、日・シンガポール協定)1条(a)(x)、日・マレーシア経済連携協定(以下、日・マレーシア協定)1条(e)項)及び「各締約国における競争法の効果的な執行のための協力及び調整の促進」(日・メキシコ経済連携協定(以下、日・メキシコ協定)1条(d))、などの規定が設けられている。日・シンガポール協定と日・マレーシア協定は共通の規定であるが、日・メキシコ協定はそれとは異なっている。

第2に、協定本体に、競争に関する章が設けられている。目的規定の場合と同様に日・シンガポール協定と日・マレーシア協定では、その内容に共通性がある。両協定の規定が、日メキシコ協定のものとは異っている点も目的規定の場合と同様である。まず、実定規定の側面について見てみよう。日・シンガポール協定と日・マレーシア協定では、反競争行為に対する措置として、「自国の関係法令に従い、自国の市場が効率的に機能することを目的として、反競争的行為に対して適当と認める措置をとる。」という措置規定(日・シンガポール協定 103 条 1 項、日・マレーシア協定 131 条 1 項)と並んで、「必要な場合には、反競争的行為を効果的に規制するため、法令の見直し及び改正を行い、又は法令を制定するよう努める。」(日・シンガポール協定同条 2 項、日・マレーシア協定同条 2 項)ことという法制定・見直しの努力義務が規定されている。他方、日・メキシコ協定では、「自国の関係法令に従い、両締約国間の貿易及び投資の流れ並びに自国の市場の効率的な機能を円滑にするため、反競争行為に対して適当な措置をとる」(131 条)と規定するだけである。

次に、手続き的規定として、日・シンガポール協定及び日・マレーシア協定では、反競争的行為規制に関する協力について、「自国の法令に従い、かつ、自己の利用可能な資源の範囲内で、反競争的行為の規制の分野において協力する」こと及び「協力の分野、細目及び手続は、実施取極で定める」(日・シンガポール協定 104 条、日マレーシア協定 132 条)旨を規定する。両協定の違いは、日・シンガポール協定に情報交換について秘密情報保持規定(3 条)適用排除が定められている点のみである。他方、日・メキシコ

⁶⁷ 例としては、日・シンガポール新時代経済連携協定の第7章サービス貿易の規定(Chapter 7 Trade in Services)や付属書 IV の電気通信についての規定 (Annex IV B Telecommunications Services)。

協定の手続き規定は、日・シンガポール協定及び日・マレーシア協定のものとは異なる内容を持っている。自国の法令に従った反競争的行為規制の分野における協力と実施取極規定(132条)は、他の2協定と同様であるが、それ以外に、無差別待遇(133条)及び手続きの公正な実施(134条)が設けられている。

協定本体における実体規定と手続き規定の内容については以上のように、協定により違いがある。相違が生じた理由のひとつは、協定締結当時の相手国側包括的独禁法の有無によるものと思われる。メキシコは、一般的・包括的独禁法を有していたのに対して、シンガポール、マレーシアはそうではなかった。このように、相手国方での一般的・包括的独禁法の有無は、目的規定のみならず協定内容にも影響を与えている。

他方、実施取極における手続き的協力の内容については異なった対応関係がある。この場合には、日・メキシコ協定と日・シンガポール協定に共通のものが多く見られる。日・マレーシア協定は、日・メキシコ協定及び日・シンガポール協定とは異なる内容を持つ傾向がある。例えば次のようなものである。日・メキシコ協定実施取極には、通報(2条)、執行活動における協力(3条)、執行活動の調整(4条)、一方締約国領域内での反競争行為で他方締約国政府の利益に悪影響を及ぼすものに関する協力(5条)、執行活動に関する紛争回避(6条)、技術協力(7条)、透明性(8条)、協議(9条)、情報の秘密性(10条)などがある。日・シンガポール協定実施取極においても、通報(17条)、情報交換(18条)、技術支援(19条)、情報提供に関する条件(20条)、刑事手続きにおける情報使用(21条)、見直し及び協力の拡大(23条、執行活動の調整、積極礼讓、消極礼讓を含む)が規定されている。他方、日・マレーシア協定実施取極には、透明性・技術協力規定はあるものの、情報交換、通報、礼讓などの規定がない。

6.3 検討

現在までの日本の地域統合における独禁法条項は、実体規定についても、手続き規定についてもタイプ①(実体規定については、反競争行為規制の一般義務を規定するもの。手続き規定については、加盟国競争当局間での協議・協力を中心とするもの。)に属するものであろう。何故、日本の地域統合がこのタイプを選択したのか確定的説明は困難である。しかし、その理由を伺わせる幾つかの傍証的な説明を行うことは可能である。

まず、日本が競争政策・独禁法に関する条項を地域統合に盛り込むに際しての意図としては次のようなことが示されている⁶⁸。まず、地域統合に係る条項を盛り込む「必要性」があるとされている。その理由は、次のようである。①貿易・投資自由化の進展に伴う自由化効果の最大化を図るため、カルテルや市場支配的地位濫用などの反競争的行為規制の必要性が一層高まっている。②東アジア地域でも貿易・投資障壁となる各国国内市場における反競争的行為(具体例として、輸入カルテル、排他的取引慣行等があげられている)や経済関係緊密化により生じ得る国際カルテルなどの反競争的行為(例と

⁶⁸ 独占禁止法国際問題研究会 [2002]。

して、多国籍企業によるカルテル、市場支配的地位の濫用、反競争的合併等があげられている) に対し、競争法上適切な対応が採られるよう共通認識と協力枠組みの確立が重要である。東アジア地域での経済連携に競争政策条項を導入する際の意図や内容について次の指摘が行われている。①東アジア諸国との経済連携強化の枠組みの検討時に、経済連携強化枠組みが市場競争の一層の促進をもたらすものとするために、競争政策推進を枠組みの重要要素のひとつとして積極的に位置づけるべきである。②その場合には、東アジア諸国の競争法制の発展段階とアプローチの多様性に鑑みて、日・シンガポール経済連携協定の競争政策条項を参考とし、反競争的行為への対応に係る約束から具体的な協力枠組みや技術支援までを含む「包括性」、協力の範囲に係る「柔軟性」、競争法制の発展段階に応じた「漸進性」に留意すべきである。

6.2 で見たように日本による地域統合における競争政策・独禁法規定が相手国の法制定を促進したり、相手国の法との迅速な共通化・標準化を図ったりしようとするものではない。この特徴が生じたのは、前段で検討した意図や内容からすると、現状を前提として関連当局間での協力にとどめるという姿勢が存在することに由来するのかもしれない⁶⁹。前段で日本によるアプローチ方法としてあげられた「包括性」も協力姿勢としての包括性である。「柔軟性」「漸進性」アプローチも、日本による地域統合が法制定促進や迅速な法の共通化・統合を図る形にはなっていない一因であるのかもしれない⁷⁰。

「柔軟性」とは、相手国の競争法制のアプローチの多様性に応じ、協力の範囲を柔軟に設けることとされている。協力の範囲を相手国法制の枠内で限定する姿勢が示されており、日本法や日本法を包括するような国境を越えた統一的競争法を志向するものではない。「漸進性」とは、相手国競争法制の発展段階が異なる場合に、協力内容を漸進的に深化させていくこととされている。出発点を限定的な協力（例えば、通報、情報交換、技術支援、協議等）とし、執行調整等は将来的課題とする姿勢である。

また地域統合相手国との関係や地域統合を取り巻く環境も実体・手続き規定における②タイプを模索するには困難が大きいかもしれない。ANZCERTA や COMESA と対比すると、日本の地域統合相手国は、日本との歴史的文化的つながりが薄かったり、地理的に離れていたりする。また、日本の地域統合の歴史もシンガポールとの協定が始めてで、地域統合を通じての貿易自由化の歴史が浅い。東アジア地域では競争政策・独禁法がなかったり、その歴史が浅かったりする国も多く、COMESA や CARICOM 加盟諸国と同様な環境があるとも考えられる。そうであれば COMESA や CARICOM で行われたようなタイプ②のような方向性も可能であったのかもしれない。しかし、ここで指摘したような関係や環境の下では、タイプ②のような統合を行うためには、政治的・経

⁶⁹ 複数国の競争政策・独禁法適用事案増加の可能性、法制や執行の考え方の相違が、民間企業の事業活動の円滑な遂行に影響を及ぼす可能性をもたらすことから、「各国の発展段階やアプローチの多様性に留意しつつ、法制及び運用の収れん」の推進の望ましさが認識されている。独占禁止法国際問題研究会 [2002] 6 頁。法制・運用の収れん自体を志向しないわけではないようである。

⁷⁰ 独占禁止法国際問題研究会 [2002] 12 頁。

済的な動機付けが必要であろう。東アジアでは、そのような動機付けを必要とし、推進するような環境には未だないのかもしれない。日本の地域統合での競争政策・独禁法規定の構築は、各国の競争政策・独禁法や競争文化ともいえる競争政策・独禁法に関わる意識の多様性を前提・受容することに重点を置いているといえよう。この立場では、より進んだ競争政策・独禁法の統合は、競争文化の涵養や各国における法の受け入れや法執行経験の蓄積を待って、より進んだ競争政策・独禁法の調整・統合を進めることになるであろう。

7 結びに代えて—地域統合における競争政策・独禁法規定の意義

地域統合に競争政策・独禁法規定を含むことは、当事国の競争政策・独禁法に対しどのような効果を持つのか、再度確認しておこう。

地域統合は、多角的協定や二国間協力・共助協定と同様に、各国における法制定促進機能及び各国間での法の共通化・標準化機能を有する。その範囲、内容、形態などについては違いが存在する。

地域統合の場合の、法制定促進や共通化・標準化の程度やそのための仕組みは、多様である。WTO 多角的貿易協定中に、部分的に存在する関連規定の中には、加盟国内での競争政策的・独禁法的規定の制定促進機能を有し、規定や解釈の調和・調整機能を果たす可能性を示すものがある。しかし、それらは、個別分散的で包括的一般的独禁法規定はなく、加盟国全てにまで及ぶ場合もあれば、規律受け入れを表明した加盟国に効力が限定される場合がある。あるいは、規定があってもそれが実効的かどうかという問題もある。また、WTO の関連規定の狙いは、規律対象行為の貿易歪曲の側面に焦点を当てたものである。これに対して、二国間協力・共助協定は、礼讓規定や執行協力・調整規定により、国家主権の対立衝突回避機能と、複数国間での異なる独禁法適用により生ずる問題回避機能をもつ。一般的包括的独禁法を持つ国家間での協定であることや、行政協定であることから、そもそも法制定促進機能を期待する必要はなく、執行協力などを通じての事案の円滑な処理とその蓄積を通じての法の共通化・標準化機能があるだけである。円滑な処理・共通化・標準化機能といっても、禁止措置の執行や交換情報の範囲に限界があること及び各国が自国法を自身の判断に従って適用することになるので、各国当局の判断自体を協議や国際的な紛争処理システムにより調整するような仕組みではない。

地域統合の場合には、WTO 関連協定同様の法制定促進・共通化機能を持つ。ただし、その程度は、地域統合の規定次第で異なっている。地域統合自体が、加盟国のものとは異なる独自の独禁法と中央執行機関を持つものから、各国による反競争行為の規制義務を置かず単に情報交換のみのものまでである。実体規定と手続き規定の両面において幾つかのパターンが存在した。地域統合は、貿易などの自由化促進という経済的側面を主

目的とするので、当事国の経済発展の度合いによりその内容・程度に特徴が生ずる場合がある。この点から見て、地域統合における競争政策・独禁法規定のタイプ分けは、当事国の経済発展段階に対応しているとは必ずしもいえなかった。競争政策・独禁法規定が、かかる多様性を持つ理由として、政治的意思決定を別にすれば、当事国の経済発展の近接性(先進国なのか、途上国なのか、経済発展の程度)、地理的近接性、歴史・文化など社会的な近接性などによる影響を受けるようである。日本が締結した経済連携協定は、相手国の競争政策・独禁法の状況を勘案しつつ、貿易自由化の実効性担保を図るものようである。本稿での検討から明らかにされたことは、競争政策・独禁法規定の地域統合への包摂を、今後どのような方向へ向けるべきかを考える素材となりうると考えられる。

引用文献一覧

Ahdar, Rex J. [1991] “The Role of Antitrust Policy in the Development of Australian-New Zealand Free Trade.” *Northwestern Journal of International Law & Business* 12: 317-334.

Holmes, Peter [2002] “Trade and Competition in the New WTO Round.” In Chris Milner and Robert Read, eds. *Trade Liberalization, Competition and the WTO*. IESG.

Marsden, Philip [2003] *A Competition Policy for the WTO*. Cameron May.

小原喜雄 [1993] 『国際的事業活動と国家管轄権』 有斐閣.

片桐一幸 [1997] 「WTOにおけるフィルム問題協議について」『貿易と関税』1997(10): 57-77.

清水喬雄 [2004] 「WTOにおける競争政策ルールの検討について—競争法の体系と基本規定のあり方」『日本国際経済法学会年報』13: 55-76.

瀬領真悟 [2002] 「国際経済法及び国内経済法の観点から見た GATS」『日本国際経済法学会年報』11: 32-55.

高橋岩和 [1997] 「WTOと競争政策(上)(下)」『貿易と関税』1997(4): 48-58/1997(6): 44-51.

独占禁止法国際問題研究会[2002] 『東アジアとの経済連携強化における競争政策の役割』公正取引委員会.

本田直志 [2004] 「競争政策・競争法とWTO—国際的な反競争的行為の規制のあり方をめぐって」『日本経済法学会年報』25: 173-194.

松下満雄 [1970] 『独占禁止法と国際取引：域外適用の問題を中心に』東京大学出版会.

村上政博 [1999] 「競争法の国際的執行体制 1・2(完)」『貿易と関税』1999(4): 78-100/1999(5): 24-44.

----- [2000]「競争法に関する二国間協定と国際的執行体制」『日本国際経済法学会年報』9: 66-83.